**○防衛省告示第二百十四号**

海上における水上標的に対する射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十九日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度二四四メートルまでの間

(ア)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二七度三四分五三秒

(イ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二七度三四分五三秒

(ウ)　北緯二四度一六分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(エ)　北緯二五度〇四分四五秒　東経一二八度三九分五三秒

(オ)　北緯二五度一四分一五秒　東経一二八度二九分五三秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百十五号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十九日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　日向灘東方海面及び足摺岬沖海面の次の(ア)から(コ)までの十点を順次結んだ線及び(ア)の点と(コ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度〇一分四三秒　東経一三二度三七分五一秒

(イ)　北緯三二度〇分四五秒　東経一三二度五九分五一秒

(ウ)　北緯三二度〇二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒

(エ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(オ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三三度〇七分五一秒

(カ)　北緯三二度〇四分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(キ)　北緯三二度二五分一三秒　東経一三二度〇七分五一秒

(ク)　北緯三二度三〇分四三秒　東経一三二度〇九分二一秒

(ケ)　北緯三二度〇〇分一三秒　東経一三二度三四分五一秒

(コ)　北緯三二度〇三分一三秒　東経一三二度三七分五一秒

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○防衛省告示第二百十六号**

海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十七年十一月十九日

防衛大臣　中谷　元

期間　平成二十七年十一月二十六日から平成二十八年一月十三日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

区域　五島列島南方海面の次の(ア)から(エ)までの四点を順次結んだ線及び(ア)の点と(エ)の点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七二メートルまでの間

(ア)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(イ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二九度〇九分五二秒

(ウ)　北緯三二度四七分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

(エ)　北緯三二度二〇分一二秒　東経一二八度四五分五二秒

その他　一　射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

**○関東地方整備局告示第三百八十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号七の項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那珂川町に限る。）及び群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、甘楽町、下仁田町、南牧村、玉村町、板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町に限る。）」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域」に改める。

**○関東地方整備局告示第三百八十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号一の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び東京都の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の全域」に、指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年十月二十七日」に、指定の有効期間欄中「指定をした日から平成二十八年六月六日」を「指定をした日から五年間」に改める。

**○関東地方整備局告示第三百八十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 長野県諏訪郡富士見町富士見字東ノ谷一九三八番二地先から同町富士見字東ノ谷一九三三番一まで | 前 | 一一・〇メートル～一四・七メートル | 一四〇キロメートル |
| | 後 | 一二・八メートル～一四・七メートル | 〇・一四〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 船橋市日の出二丁目一五番一〇地内 | 前 | 六三・三メートル～七二・一七メートル | 〇・〇二八キロメートル |
| | 後 | 七二・〇六メートル～七二・二一メートル | 〇・〇二八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百八十三号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第四項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号七の項業務区域欄中「茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）、神奈川県の全域、栃木県の区域（宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、さくら市、那須烏山市、下野市、上三川町、益子町、茂木町、市貝町、芳賀町、壬生町、野木町、岩舟町、高根沢町、那珂川町に限る。）及び群馬県の区域（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、上野村、神流町、甘楽町、下仁田町、南牧村、玉村町、板倉町、邑楽町、大泉町、千代田町、明和町に限る。）」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）及び神奈川県の全域」に改める。

**○関東地方整備局告示第三百八十四号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の五第一項の規定に基づき、平成二十七年関東地方整備局告示第二百六十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

別表の指定番号一の項業務区域欄中「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県及び東京都の全域」を「茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県及び東京都の全域」に、指定をした日欄中「平成二十七年六月一日」を「平成二十七年十月二十七日」に、指定の有効期間欄中「指定をした日から平成二十八年六月六日」を「指定をした日から五年間」に改める。

**○関東地方整備局告示第三百八十五号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 長野県諏訪郡富士見町富士見字東ノ谷一九三八番二地先から同町富士見字東ノ谷一九三三番一まで | 前 | 一一・〇メートル～一四・七メートル | 一四〇キロメートル |
| | 後 | 一二・八メートル～一四・七メートル | 〇・一四〇キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

**○関東地方整備局告示第三百八十六号**

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十一月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十九日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百五十七号

(三)　道路の区域

| 区間 | 変更前後別 | 敷地の幅員 | 延長 |
|---|---|---|---|
| 船橋市日の出二丁目一五番一〇地内 | 前 | 六三・三メートル～七二・一七メートル | 〇・〇二八キロメートル |
| | 後 | 七二・〇六メートル～七二・二一メートル | 〇・〇二八キロメートル |

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所